

「記録回復基準」の設定状況の推移

	社会保険事務所段階における記録訂正基準（現行）	考えられる回復基準案（概要） （平成21年11月25日 第5回年金記録回復委員会資料）
1 国民年金	<p>◎「第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について」 （平成20年4月28日）</p> <p>○ 下記のいずれかの申立ての場合（ただし、一定の場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）申立内容に対応する確定申告書（控）がある場合 （2）申立内容に対応する家計簿がある場合 （3）申立内容に対応する口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録がある場合 （4）現年度納付の申立てであって、未納期間が1年以内かつ1回であり、かつ納付を認める積極的な事情がある場合 	<p>○ 左記の申立てに加え、下記のいずれかの申立ての場合（ただし、一定の場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）申立期間が1年以内（現年度・過年度納付問わず） <ul style="list-style-type: none"> ・申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間、かつ、 ・申立期間以外未納がない （2）申立期間が2年以内（現年度・過年度納付問わず） <ul style="list-style-type: none"> ・申立期間の前後が国民年金保険料の納付済期間、かつ、 ・申立期間以外未納がない、かつ、 ・申立期間中に配偶者又は同居親族が納付済
2 厚生年金 （1）遡及訂正事案	<p>◎「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」 （平成20年9月19日） 同僚事案</p> <p>◎「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録の訂正について」 （平成20年12月25日）</p> <p>○下記の条件をともに満たす場合</p> <p>（1）以下のすべてを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「従業員」であって、「事実と相違あり」、「訂正の意思あり」かつ「同意なし」の旨を回答 ②「従業員」であったことを確認 ③社会保険事務所に適正な処理であったことを示す書類等はない <p>（2）事業所の全喪日以後に遡及訂正処理が行われており、給与明細、雇用保険記録等により当時の給与実態、勤務実態が確認できること</p> <p>◎「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録に係る社会保険事務所段階での訂正について（戸別訪問の対象者等に係る取扱い）」 （平成21年5月1日）</p> <p>○左記（1）は同じ</p> <p>（3）左記（2）の確認ができなかった場合でも、事業主等への調査及び社会保険事務所の調査を行い、事業主等の証言、社会保険事務所にある書類等により事実と反して訂正されていることが確認できること</p>	<p>全喪日以後の遡及訂正事案</p> <p>標準報酬遡及訂正事案 6.9万件</p> <p>○左記（1）は同じ</p> <p>○左記（2）、（3）の確認は行わないこととする</p>
（2）脱退手当金		<p>○下記の場合に脱退手当金を受給していなかったものと認定（ただし、一定の場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻等による改正後6カ月を超えて支給決定されているが、被保険者名簿等には旧姓表示のままとなっており、かつ、支給決定当時又は支給決定後間もなく国民年金等に加入し、保険料を納付している場合 等